

## 米國に於ける公益企業の減價償却問題

西 川 義 朗

序

今日我國の公益企業料金問題は専ら一般物價問題としての面のみがとりあげられてゐるようである。然し此の問題は公益企業自體の性格乃至企業形態との關聯に於いて究明さるべき問題である。現在獨占企業として價格決定に支配力を持つ公益企業乃至公益企業に於いては、料金決定の第一原則として課税の原則をとる事も、費用補償原則に従ふ事も、或ひは廣い意味での社會政策原則を守る事も、將又利潤獲得原則を採用する事すらも不可能ではない。それ故此の種企業の提供するサービス價格決定原則として、右の何れの原則を第一原則とするかが先ず決定されざる限り、公益企業料金問題の眞の解決は不可能であらう。

現在國鐵では國家財政及び行政面よりの自主化を基調とする公廳的企業形態が構想されてゐるようであるが、電機事業に於いては、從來の多元的な私企業的形態をそのまま生かすか、或ひは一元的な公共的企業形態に再編成するか、兩者の中間的なものを採用するか未だ岐路に立つてゐる状態である。それ故之等企業のサービス價格決定の基本原則並びにそれに基づく料金算定の合理的方法の決定問題に迄は至つてゐないようである。

米國に於ける公益企業の減價償却問題

我國とは事情を著しく異にするとは云へ、かゝる問題に關して米國に於いては、所謂レート・メイキングの問題として約半世紀の長きに亙る論議の存する事は周知の如くである。米國では公益企業經營に對しては所謂公正利潤原則 (Fair Return Principle) が早くから確立され (Smith v. Ames, 1898)、爾來その適用面乃至解釋面について幾多の論争が展開され、特に會計分野に公益企業會計なる特殊領域を形成せしめるに至つてゐる。

本稿では特にその會計面に於いて最も問題とされた減價償却問題を中心に、それとレート・ベースとの關係に關する論議を取上げ今後我國にも起り得べき公益企業會計問題の參考に資したいと思ふ。

#### 一 公益企業會計の課題と減價償却

米國に於いて公益企業 (Public Utilities) と稱されるものゝ一般的性格は、パウエル等によつて指摘されてゐる如く、資本主義的組織に基づく私的企業である。(John Bauer; Public Utility Valuation of Rate Control, 1934, p. 3) この事は、米國では鐵道諸企業を始め、電信、電話、電氣、瓦斯等の公益企業資本の大部分が證券化され、一般投資者の對象となつてゐる事を意味する。公益企業が一般的私企業と異なるのは、そのサービスの公共性の故に自由經營を諸法規に基いて制約される點にある。それ故米國に於ける公益企業問題はかゝる公共的統制の在りかた、その限界及び基準を定める事を中心課題として來たと云つてよい。レート・メイキングの問題も右の統制規準の設定、即ちレート・ベースの算定を會計上如何に行ふべきかに最も多くの論議が費されてゐる。(Bryant and Herrmann; Elements of Utility Rate Determination, 1940 p. 15—38)

公益企業に於けるレート・ベイスの算定目的は、公共用に投下された資本に對する公正なる報酬額(Fair Return)決定の爲めの公正なる財産價格(Fair Value)の決定にあつた。従つてそれは公益企業の統制團體たる委員會等によつて認められた公正なる利潤率(Fair Rate of Return)の適用される資本價格の算定に外ならなかつた。それ故レート・ベイスとしての資本價格は財産の包括價格でなく、實際に投下せられた資本額か或ひは現に使用されてゐる具體的財産評價額乃至再調達價格であつた。その何れにせよ財産利用者たる一般公衆の側よりは可及的に評價の低きに基く低料金を望む事は當然である。之に對し企業所有者たる株主の側よりは、可及的に評價の高きに基く高利潤の報酬を求める事も明である。若し公衆側が自治團體乃至委員會等の公益企業統制權に基き不當に低い財産評價を行ふ如き場合には所謂財産沒收(Confiscation)として違憲問題を生ぜしめる。このように公益企業財産評價には常に利害の相對立する關係者が對峙し、屢々裁判所の裁定を必要とする事が少くなかつたのである。米國公益企業會計の評價問題が殆んど全て裁判所のケースに關聯せしめられてゐるのもかゝる事情に基くものである。之を要するに公益企業財産評價は資本提供者と利用者との利害の調節乃至裁定を爲す事を最高目的として來たのである。

かゝる目的を持つ公益企業財産評價の對象は云ふ迄もなく巨大な設備財産としての固定資産である。従つて評價問題も固定資産評價のみが問題とされて來てゐる。

一般に固定資産評價問題をして紛糾せしめたものは、之に對する減價償却費計算の關係である。公益企業に於けるレート・ベイス算定の爲めの固定資産評價に於いても、此の問題程繰返し論議された問題はないのである。一九〇九年の有名なノックスピル水道會社事件に於いて、公益企業が減價償却費計算を行ふ事は會社の權利であると共に義務

である」事が始めて認められて以來今日迄、かゝる計算自體の必要を無視する論は少い。然し實際行はれた減價償却費計算に對する理解の多義性に煩されて之に様々の解釋が爲され、時に償却無用論すら唱へられたのである。

屢々指摘されて來た如く、公益企業に於ける減價償却費計算には區別さるべき二つの價格決定問題が存在する。一は使用財産の消耗額を營業經費として料金中に算入せしめ年々の固定資本回収額を算定する事であり、他は資本に對する報酬額を決定する爲めの基礎價格より差引かるべき回収された減價償却額の算定である。前者は所謂損益計算上の減價償却費計算であり、後者は財産計算上の減價償却計算に他ならない。此の兩計算方法に基く減價償却費の一致・不一致をめぐつて多くの論議が爲されて來たが、今日では、一般に兩者は減價なる同一現象を二面的に計算するものであると見られてゐる。(山邊六郎教授「アメリカ公益企業會計」一〇四頁)又複式簿記機構の計算體系の下に於いては、減價償却費計算は損益計算と財産計算を結ぶ一つの計算制度であるとも見られる。それ故米國公益企業會計に於いても損益計算上の減價償却費と財産評價上の減價額とを不可分の關係に置くべしとの會計學的減價説の主張が漸次支配的意見となつて來てゐる。

處がレート・ケースに最終決定權を有する最高裁判所の從來の見解は、損益計算上の減價償却費計算を積極的に認め乍ら、之と財産評價上の減價とは必ずしも等しかるべきものではないとされてゐるのである。かゝる不一致説を支配的ならしむるに至つた責任ありとされるケースは一九二四年のバシフィック・ガス・アンド・エレクトリック會社對サンフランシスコ並びに一九二七年のマカードル對インジヤナポリス水道會社事件であると云はれてゐる。

(Perry Mason: Recent Trends in Depreciation Decision, Accounting Review, March, 1939, p. 6) 前者のケ-

スでは「信頼し得る證據を以つて示された事實の方が推算による確立計算に基づく平均値よりも勝れてゐる」と述べられ、後者のケースでも「單なる平均及び推定による確率計算に基づくよりも財産の實狀を調べその状態について見積をした有能な評價技師 (Valuation engineers) の證明の方が選ばれるべきである」と會計上の減價償却費計算を否認したのである。一九三〇年代に至つても尙此のような見解が固持されてゐる最も典型的な判例と云はれるミネソタ最高裁判所の判例を示せば次の如くである。

レイト・ベイスの確定に際して考慮さるべき減價償却は、物理的事象として發生する財産價值の減少であり、それは物理的に検査し、又試験する事によつて確かめ得るものである。吾々が問題とするのは修繕や取替によつて回復された減價償却でない。又有形資産の觀察並びに損潰に基くものとは異なる簿記上の減價償却準備金を特に問題とする必要はない。……

原告の鑑定人は、記録に示されてゐる通り再生産更新原價 (Reproduction Cost New) から減價償却準備金を差引けば現在の公正價值が示されると主張した。被告はかゝる減價償却準備金は、過去に於いて減價償却費として顧客から「回収」された金額であると主張する。此の被告の主張も正しくない。顧客のものとして回収されるものは何もなく、又そのような目的爲めに設定された一定の基金がある譯でもない。それは料金支拂人或ひは顧客が何等かの利害を持ち得る信託基金ではない。

……電話會社の顧客はサーヴィスに對して支拂を爲すに過ぎない。彼等はサーヴィスを提供する爲めに用ひられた財産に對して支拂を爲すのではない。……會社所有の基金は、顧客から受取つたものであるが、サーヴィスの對價として得た金で買つた財産同様會社に歸屬するもので、社債や株式による資金によつて購入せる財産と何等變りないものである。一般収益として得た金の内から、毎年帳簿上の減價償却準備金に一部あてゐる事が出来る。然しそれは單に帳簿上の計算に過ぎない。「減價償却準備金」は減價償却費に對する會計記録の反對側のものであるに過ぎない。後者が減價償却費に借記される場合同金額が減價償却準備金に貸記されると云ふだけである。料金は所有財産の現在價值に基礎が置かれねばならない。會社の投資額に對して

米國に於ける公益企業の減價償却問題

ではない。……それ故再生産更新原價から減價償却準備金を差引くと云ふ理論は誤つてゐると思はれる。……吾々は今や減價償却準備金は差引かるべきでないといふ原則を確立し得ると思ふ。(Western Bus Telephone Co. v. Northwestern Bell Telephone Co. 1933)

以上の如き財産實地檢證を根據とするレイト・ベイス設定説の下に於いては、損益計算上算定される減價償却費計算は、屢々會社自身の主觀的な資金回收政策と見られ、之とは別に財産額より差引かるべき減價は、第三者としての評價技師によつて立證され得る如き客觀的なものでなければならぬとされてゐるのである。従つてそのような減價は「觀察され得る」所謂物理的減價を志向するものと見られてゐる(Mason, op. cit. p. 8)

かゝる裁判所の見解が今日の會計學上の常識に反する事は明で、此のような主張に對しては主として公益企業統制團體、就中州際商業委員會及び會計學者によつて早くより反對が唱へられて來てゐる。殊に減價償却費計算上の所謂機能減價を無視するが如き事は一般の經濟通念に反する決果、近時の判例ではかゝる面の修正が爲されるに至つてゐる(Alexandria Water Co. v. City Council of Alexandria, 1935; Cheltenham or Abington Sewerage Co. v. Public Service Commission, 1936; Southern Bell Telephone & Telegraph Co. v. Louisiana Public Service Commission 1937)

此のような修正を爲すに至つたのは地方最高裁判所であるが、その例をニューヨーク最高裁判所の判例に見るに、從來直線法による減價償却によつて年度消却と財産減價の一致を主張し來つた委員會の見解を漸次次の如き過程を経て支持するに至つてゐる。

減價發生額の決定に當つて、委員會が鑑定人の如何なる證明をも無視し、委員會自身の直線法による計算に基いて、委員會自身の減價評價を行つた事は明である。委員會は、公益企業が課し得る料金の決定を命ずるに當つて、公益企業が何も知らず又知る機會も持たなかつた處の記録と云ふ外面的事實に基く事は許されない。……吾々は何も直線法が如何なる場合にでも不當だと云ふのではない。……然し乍らそれを正當に用ひる爲めには、完全なる證明に基かねばならぬ。(New Rochelle Water Co. v. Maltbie, 1936)

原告の第一のそして恐らく主なる申告理由は委員會が直線法による減價償却の決定を爲した點にあると思はれる。吾々はかかる方法の採用に對して充分なる實際的基礎がある事を認める。原告の主張は減價償却額を差引く事なく、唯減價する財産を新規の状態に復歸せしめるに必要な費用だけが差引かるべきであると云ふ。然るに委員會にはかかる方法による減價償却額の決定を支持する證據が充分に存在するのである。(Long Island Lighting Co. v. Maltbie, 1937)

今一つの反對は發生乃至年度減價償却額が所謂「直線法」によつて決定せられた事に對してである。……處で記録による證明は、直線法による減價償却額が實際の減價を正確に反影すると云ふ事を示すものである。(Yonkers Railroad Co. v. Maltbie)

以上の如く地方最高裁判所の見解は、裁定者としての性質上客觀的事實を要請する點では財産計算中心説を採るとは云へ、直線法の如き會計學的減價償却説を認め、損益計算上の減價償却との一致を認めんとする傾向にある事は明である。

然るに初めに述べた如く、聯邦最高裁判所の立場は、右の統一に關しては尙未だ決定的であるとは云へないようである。その事件に應じて不一致説乃至は一致説の両面が擁護されてゐるからである。その爲め公益企業をして年度減價償却額と使用財産より差引く減價額との一致する會計手續をとらしめる妨げとなつて來た事は事實である。又一般

に米國公益企業會計實務に於いては、長く統一的な減價償却費計算が行はれず、又行はれても部分的にか若しくは減價償却法としては素朴な廢棄法乃至それとは似面非なる取替法の如きが採用されて來た爲めでもある。それ故假令減價償却準備金が設定されても不規則であつたり、又それが設定者自身によつても屢々利益留保視されたりした爲め、裁判所としては、かゝる損益計算上の減價償却費計算とは別個に、信頼し得る評價人 (Appraiser) の財産評價額をレート・ベースの基礎に選ばざるを得なかつたものと云へよう。

以上の如き實狀から、指導的減價償却理論としては一致説が支配的であるが、實際に採用されてゐるレート・ベースは減價償却されたもの、されざるもの、一部分されたもの等様々である。又その減價償却法も引當金を設けるもの、設けざるもの、引當金を設定するものせざるもの等千差萬別である。

かゝる状態の下に於いて、レート・ベースと減價額との關係に對し、公益企業會計の特質としての公平關係を見出す爲めには、一つの理想的計算方法の採用を提唱するに止める事なく、減價償却とレート・ベースの種々なる組合せを設定して、その各々につき利害關係の公平を求める事が必要であらう。そのような實狀に基く、いはば一種の類論を W. S. クレブスによつて既に展開されてゐる。(W. S. Krebs; Public-Utility Depreciation in its Relation to the Rate Base, Accounting Review, June, 1939) 次に彼の所論に基き公益企業に於ける減價償却とレート・ベースの種々なる結びつきに於ける公平關係を明にしよう。

## 二 減價償却とレート・ベース



クレップスは減償償却とレイト・ベースの種々なる関係を十三の類型を設定する事によつて明かならしめ、夫々の條件の下に於ける公平關係を説いてゐる。

先ず彼は議論を簡單にする爲め物價變動なきものとして再生産費に對する考慮を除外する。又前章で問題とせる損益計算上の減償償却費と財産計算上の減償に關しても一致説の建前をとつてゐる。

彼の諸類型は減償償却方法の如何により、廢棄法 (Retirement Method) に基くもの(第一例―第八例)と減償償却法 (Depreciation Method) に基くもの(第九例―第十三例)とに大別される。又レイト・ベースは全く減償されざるもの (Undepreciated Rate-Base) と、取得原價によるもの (Undepreciated Original cost) と、取得原價より減償償却額を差引くもの (Depreciated Base) とに大體分つ事が出来る。更に減償償却引當金設定並びに減償償却引當基金設定の有無を條件として十三の類型が構成されてゐるのである。又内容的には諸例の設定順に凡そ五つのグループに分ち得る。

最初のグループは第一、第二、第三の三例で最も素朴な廢棄法に基き引當金も基金も設定されざる場合である。

第一例はかゝる純然たる廢棄法が採用されると共にレイト・ベースとしても特に減償の見積による差引きを行はない場合である。唯廢棄會計に伴ふ財産構成の變化に從つて所有財産額としてのレイト・ベースの實際價格が變化するだけである。然しかゝる變化もしばらくの間で、取替財産が安定點に達した後はほど一定すると見られる。即ち年度廢棄費用と廢棄財産額とが大體等しくなるのが常だからである。かゝる安定點に關しては異論も存在するが經驗的にその成立が認められてゐる (John Baner, Effective Regulation, 1925, p. 186)。然しかゝる安定點の成立を認め

米國に於ける公益企業の減償償却問題

得るとしても、その時點に達する迄の間に發生する減價が無視される事、又安定點成立後と云へども取替財産構成割合に變化を來した場合にも同様の結果を生ずる事は免れない。

以上の如き減價法とレント・ベースに基き一定の報酬率をもつて利益高が決定される場合、會社と料金支拂人との間の利害關係は公平を歸し得るだらうか。確かに安定點に達する迄の間の經費はその間減價償却されざる分だけ料金コストは低く、従つて低料金となり、安定點以後の料金は右に比し割高とならざるを得ないであらう。それでも長期的に觀察された會社對料金支拂人の關係に於いては不公平は生じない。然しそれ以外の關係に於いては公平關係は保たれなくなる。

第一に時を異にする料金支拂人のグループ間に不公平を生ずる。即ち初期の利用者が正しい料金以下の負擔を爲しただけ、現在の利用者が正しい料金以上の負擔を爲す結果にならざるを得ないからである。

第二に社債權者の擔保價值を減ずる事も明である。然も社債權者はかゝる處理法に基く財産構成の變化を外部より知り得ない點不利である。

第三に企業會計としてかゝる處理法の妥當ならざる事は多言を要しないであらう。即ち貸借對照表上の資産價值をして過大に表示せしめると共に、損益計算書の利益も正しく表示しない結果になるからである。

かゝる缺陷を持つ第一例の如き方法は、一九〇七年以前、即ち州際商業委員會の統制以前の鐵道業を始め、他の多くの公益企業が採用し來つたものである。又最近に至つても鐵道固定財産中設備財産以外のものについて此の方法を採用するものが多いと云はれてゐる。

廢棄法と共に此のようなレート・ベースが初期公益企業、特に鐵道諸會社に於いて採用された理由は、當時の營業狀態では一般に固定費回收を行ふ事が困難であつた爲めであると云はれてゐる。(George O. May; The Influence of Accounting on the Development of an Economy, III Railroad Retirements and Depreciation, Journal of Accountancy, 1936. p 174)

第二例は第一例の修正案である。第一例同様廢棄法を採用し乍ら株主に與へる公正報酬額に加へて實際に發生せる減價高に相當するものを安定點に達する迄配當する事を認める方法である。例へば六パーセントを公正報酬率とし二パーセントを妥當な減價償却率とするならば八パーセントの報酬率が認められる事になる。勿論此の八パーセントが適用されるレート・ベースは每期減價分として配當された二パーセントずつ減少せしめられ、安定點に至つてベースがコンスタントになつた時それに對して以後六パーセントの報酬率が適用される事になる。

此のような方法によつても、株主に與へられる超過報酬額は、長期的に見れば會社對公衆の關係に於いて不公平を生ぜしめる事はない。會社は減價償却額の回收分だけ超過報酬が認められ、安定點以後のレート・ベースはその減價分を財産取得原價から差引いた額で設定される故、利用者の餘分な負擔とはならないからである。

然し乍ら短期的に觀察すれば、第一例同様時を異にする料金支拂人のグループ間に不公平が生ずる事は云ふ迄もない。又債權者及び企業會計處理の觀點より見てもかゝる方法が不合理である事も明である。然し第一例に比し此の方が事態を鮮明ならしめる點より見て勝れてゐると云へよう。

第三例は消耗性資産 (Wasting Assets) を有する會社に見られる方法で公益企業には實際上行はれ難いものであ

米國に於ける公益企業の減價償却問題

るが、第一例及び第二例を明かならしむる意味に於いて設定せられたものである。此處でも財産廢棄の場合にのみそれを經費に落す事は前例同様である。レイト・ベイスは第二例の如く、減價額を安定點に達する迄漸次差引いて行き、財産構成状態が一定せる時固定せしめられるものとする。然し財産減價額は直ちに株主に配當する事なく之を株主に對する負債勘定とし、差引かれた減價は經費に落すのである。若し此の負債が株主に支拂れるとするならば、結果に於いて第二例と同じになり、又若し株主がかゝる債權を放棄して之を企業に再投資せるものとし、レイト・ベイスをそれだけ引上げると、結局減價償却を差引かないベイスとなり、第一例と同じ結果になる。

此の第三例に於ける公平關係は第一及び第二例と變りはない。唯再投資された場合には債權者には第一、第二例よりも有利であり、會計處理も此の方が明瞭である。

第二グループとして設定されてゐる第四、第五例は、前例同様廢棄法を前提にするとは云へ、年度減價學の回收並びに財産構成割合の減價状態をより確實な基礎の下に算定する方法である。即ち兩者は共に減價償却積立金並びにそれと同額の減價償却引當基金を設定する方法である。處で此の積立金並びに引當基金は財産廢棄に至つても取崩される事なく、財産構成割合が安定點に達する迄每期積立てられるものである。

かゝる處理法による第四例のレイト・ベイスは、引當基金の帳簿價格を含む全ての財産の取得原價の合計額から積立金を差引いた額とされる。(Undepreciated Original Cost) として引當基金よりの利益はその基金に加へられると共に積立金に加算せしめられる。かゝる利益處理は安定點に達する迄であつて、その時點以後は一般收益として取扱はれる事になる。

此の方法では引當基金が設定される故會社の財政状態が強化されると共に公衆は事業經營の持續を保證される。又サーヴィスの原價に減價償却費が明瞭に算入される。利害關係者間の公平關係についても前例の如く時を異にする利用者間の不公平は生ぜず、債權者も害されない。それに貸借對照表及び損益計算書の數値も會社の狀況をより正しく示す事になる。

第四例は前者とレイト・ベースの計算を異にする。その計算は引當基金をベースから除去した取得原價から積立金を差引くのである。(Depreciated Rate Base) 基金がベースから除かれる理由は、基金から得られる利益が會社に屬す利益とは云へ營業本來の利益でないと見られるからである。若し公正報酬が固有の營業收益より得らるべきものであるとするならば、その利益を算定する公正報酬率の適用される基礎價格には營業外利益を生み出す引當基金の如きは當然除かれねばならないであらう。

此の方法に基く公平關係は次の點以外は前例と同様である。それは積立金引當基金をレイト・ベースから除く結果生ずる企業利益の減少を基金自體の擧げ得る利益によつては償ひ得ないと云ふ株主に不利な結果を招く事である。そこで此の基金を株主に自由に利用させる爲め分配したとするならば結果に於いて第三例と等しくなる譯である。

第三のグループは第六、第七、第八例の三者である。前例同様廢棄法に基き乍ら減價償却積立金は安定點に達する迄積立られる。唯引當基金が設定されない點に於いて第二グループと異なる。然し積立金設定により、會社は舊資産の減價分に相等する新資産を何等かの形態で確保する事は明である。従つて企業資産全體としての財産價格には變化無きものと見て差支へないのである。若し此の新資産をもつて引當基金を設定するならば、第二グループと全く等しい

米國に於ける公益企業の減價償却問題

ものとなる事は云ふ迄もない。英國流の保守的財務政策の流れをくむ會社では、引當基金の設定を行つたものであるが、米國では急速なる經營規模の擴大に、常に資本を必要として來た爲め、基金の如きを設定して資金を利用しない事は不經濟であつた。それ故かゝる資金の再投資が企業の側より要請されると共に基金設定の慣行は漸次廢されるに至つたのである。

第三のグループ内に於ける相違はレイト・ベースに存する。その内第六例のベースは新舊財産の合計額から積立金を差引いたものである。従つてベースとしては第四例と同じ Undepreciated Original Cost である。此の場合新資産よりの利益が舊資産の利益と同率であるなしかゝならず、一樣に企業利益として處理される。かゝるレイト・ベースが採用される場合の利害關係者グループ間の公平關係は、委員會其他統制團體の公正と認むる料率が無期限に適用される事によつて維持されるであらう。

第七例のレイト・ベースは舊資産残高より積立金を差引いた額をもつて設定される。此の點では第五例同様 Depreciated Rate Base である。此のベースの下に於いて株主に不利とならざるよう報酬を與へて行く爲めには充分なる考慮が拂はねばならない。これに二つの手段が考へられる。第一は株主の正味利益額が第六例で用ひられたレイト・ベースの下に於ける額と等しくする爲めに報酬率を引上げる方法である。第二は報酬率は變へないで、此のベースによる株主の報酬額の不足分を經費に負擔せしめると共にその額だけ營業外利益に算入する事を認める方法である。此の場合その金額は新資産の上げ得る利益率をもつて算定さるべきであらう。

此のようなレイト・ベースが實際に採用された例はあまり無いようである。設定理由はかゝる異常なベースに基

ても、適當な手段が構ぜられれば公平關係は維持され得ると云ふ點にある。又屢々實際に用ひられた次例に採用さるべき調節方法に對象されるものとして提示されてゐるとも見られる。

第八例は減價償却積立金が全く差引かれないレート・ベースが採用される場合で、文字通り Undepreciated Rate Base である。此のベースの採用を許す場合に、公平關係維持の爲め施さるべき手段は、前例と全く逆の二つの手續である。第一は報酬率を引下げて第六例のベースに基く正味報酬額に等しくする方法である。第二は減價分を差引かれなかつた部分に對する報酬額に相等するものを營業外費用とするか若しくは總利益から差引くと共に之を減價償却積立金に加へて行く方法である。若し財産構成状態が安定點に達し、積立金が設定限度に至つた場合には、それ以後營業外費用に對して經費を減ずるか營業收益に加へる事とする。何れにしても特別の勘定によつてかゝる金額を區別して示す必要がある事は云ふ迄もない。

何故右の如き手數を用するベースが比較的好んで採用されたかと云ふと、第一に會社當事者の計理に對する無知に基く。唯單純に減價の差引かれない事を有利と考へたからである。第二に委員會も初期の内は此の方法が利害關係者に及ぼす影響を見通し得なかつた爲めである。第三にかゝるベースに對する法制上の解釋が一定しなかつた事も見逃し得ない理由とされてゐる。最後に此のベースが採用されても前述の如き二様の調節手段が構じられなかつた爲め、會社にとつて有利であつた事が最も此の方法の支持された實際的理由であらう。

以上第八例迄は全て廢棄法に基いたものであるが、第九例以下は全て普通の減價償却法を前提としてゐる。第四グループは減價償却引當金と共に引當基金が設定される點に於いて次のグループと異なる。従つて固定資産の償却は全て

引當金を通じて行はれ、前例迄の様に直接經費に落される事はない。又その設定は安定點の如きものとは無關係に最後迄續けられ、所有財産状態の減價程度を測定する役割を果す事になる。又引當基金より得られる利益の處理も第二グループに於ける如く、安定點に限られず、無期限に引當金に加算せられる事になる。

第九例では右の如き處理法に基き、レート・ベースを第四例と同様の Undepreciated Original Cost とする。即ち引當基金を含む全ての取得資産原價より引當金を差引いた價格である。正しく此の方法が行はれるならば、第四例と同様企業にとつて健全なる方法であり、又一定公正報酬率が適用されるならば利害關係者に不公平を生ぜしめない。第四例よりも此の方法が勝れてゐるとされるが、それは規則的な減價却法により毎期の償却費が常に安定する故である。勿論廢棄法に基いても大規模な企業に於いては安定化の傾向が強く、又小規模で不安定な場合でも廢棄損積立金 (Retirement Reserve) を設ける事によつて安定せしめ得ると云ふ反對説も存するが、然し廢棄法の根本的缺陷たる資本維持の不確實性は避け得られない故、やはり減價却法が選ばれるべきであらう。

第十例は第七例の如くレート・ベースの算定に當つて引當基金の額を除いた取得資産原價から引當金を差引く Depreciated Rate Base が採用される場合である。かゝる方法による場合は、引當基金のもたらす利益は營業外収益として會社に屬せしむるべきは當然であるが、それでも尙引當基金よりの利益は一般投資利潤率よりも少い爲め、會社にとつては不利である。それ故一般に此の方法は會社自身によつて採用されない方法である。

最後のグループに屬するものは今日の公益企業統制上最も重要な類型である。此のグループでは引當基金の設定は行はれない。引當金のみを設定による通常の減價却法が前提とされる。従つて引當金の残高は期末に於いて財産状



態の減價割合に比例するものと見られる。又毎期の減價償却によつて企業に代入される新しい資産は、企業が必要とする方面に再投資するなり、或ひは社債の償還に當てる自由が認められる。

第十一例は諸例中最も理想的と見られるものである。そのレート・ベイスは新舊全ての資産合計額から引當金を差引いた額、即ち第六例同様の Undepreciated Original Cost である。かゝるベイスに基づく場合には、新資産よりもたらされる利益に對して特別の考慮を拂ふ必要なく、舊資産と同等の會計處理が爲されよばよいのである。唯かゝるベイスに適用される報酬率が委員會等によつて公平に決定され、それが引續き變更される事なく適用される事が必要なのである。

第十二例のレート・ベイスは新資産を除き舊資産の取得原價から引當金を差引いた額即ち第七例同様の Depreciated Rate Base である。かゝるベイスの採用された場合、株主に不利ならざるよう報酬率を引上げるなり、若しくは新資産のもたらす利益を經費對營業外収益として處理さるべき事は第七例と少しも變りはない。

第十三例はやはり第八例と同様、引當金を差引く事なく新・舊資産總額をレート・ベイスとするものである。從つて公平關係を維持する爲めには、前例と逆の處理が要請される事は明である。唯第八例と異なる點は、新資産よりもたらされる利益を總利益より差引くか、或ひは營業外費用に加へる手續が行はれる場合、引當金への加算が最後迄續けられる點のみである。

## 結 語

米國に於ける公益企業の減價償却問題

以上クレップの示す十三の類型につき、相互の關聯を明かならしめる事によつて夫夫に於ける公平關係を糺した。

右の十三例は全て利害關係者に公平なる關係をもたらず上に充分なる方法とは云へない。又以上のケースのみであらゆるケースの規範を見出し得るとは云へない。それに此の場合もやはり理想型中心に諸例が設定されてゐる事も否めない。即ち減價償却引當金のみが設定される場合には第十一例、之に引當基金の設定が加はる場合には第九例、廢棄法による場合には第六例が夫夫最も簡明であると云ふ點で勝れてゐる。つまりその何れもが Undepreciated Original Cost をレート・ベースとして採用する事によつて公平關係を維持し得るからである。

然し乍らクレップの類型論に意圖されてゐるものは右の如き理想型の單なる推獎ではない。寧ろ實際に委員會等によつて採用され、裁判所も之と妥當と見て來た Undepreciated Rate Base の如き基準を直ちに不當とはせず、かゝる理想型以外のベースでもその條件に應じた公平關係の存する事を示さんとする點にある。又屢々一定の減價償却法乃至レート・ベースが最善のものとして提唱されてゐるのに對し、それは一定條件の下に於いてのみ妥當であつて、條件を異にすれば不公平となる事を明かならしめんとしたのである。求めらるべきは先ず公平な關係を見出す事であり、計算方法は第二次的意味しか持たない事が諸類型を通して推論され得るからである。

實際公益企業の諸ケースに於いて、或る事件で公平と認められた處理法も、他の事件に於いては全く不公平となる場合が多かつたのである。それ故あらゆる事實が明にされる迄は、如何なる處理が公平であるかを決定し得ないのである。クレップの類型論は、かゝる意味に於いて最も問題の多いレート・ベースと減價償却との關係につき、考慮さるべき諸要因の種々なる組合せを設定し、夫夫の場合に成立する公平關係を求めて、妥當な處理法を明かならしめた

のである。

處で減價償却とレイト・ベイスに直接關聯する諸要因としては、前述の類型中に考慮されたもの以外に尙重要な關係を持つものとして論議され來つた要因が存在する。修繕・維持 (Maintenance) の問題がその一つである。會社の實際に行ふ修繕・維持の程度の如何は、直ちに固定資産の耐用命數に影響を及ぼすものであり、豫じめ設定される修繕・維持政策も亦耐用命數に影響する事によつて間接的に年度減價償却額にも影響を及ぼす事は明である。然し乍ら修繕・維持が固定資産の計理に及ぼす影響は、減價償却費算等のそれと本質を異にする。修繕・維持は固定資産の物理的機能を充分に發揮せしめるに必要な限りに於いて固定資産に關係を持つのみで、減價償却費算等の如く固定資産自體の價格に影響を及ぼすものではないのである。修繕・維持は機械に油の必要な如くその物理的能率維持の爲めに必要とされるものである。従つてその爲めに必要とされる費用の多寡は機械自體の價值を高める事もなく又減ずるものでもない。それ故修繕・維持は減價償却と同じ價值關係に於いてレイト・ベイスの決定要因とはなり得ないものである。

クレップは修繕・維持に關しては、その費用を全て豫じめ合理的に設定せられた修繕・維持引當金 (Maintenance reserve) より賄ふ事を提唱してゐるが、その他の方法が採用される場合でも、彼の類型のもたらす結論には何等の影響を及ぼすものでない事は右の事情より明である。

更に實際上此の問題に重大な影響を持つものと見られる要因にして諸例設定上除かれたものに物價の變動が存在する。然し物價の變動が利害關係者に及ぼす影響は、理論上之を類型設定に當つて考慮された諸要因の組合せとは別個

米國に於ける公益企業の減價償却問題

にそれ自體の公平關係の問題として取扱ひ得る性質のものである。

一般に私企業が物價變動に對し資本維持の見地から再生産費に基く計理を行ふのが合理的と見られるが、公益企業に於いても施設能力の維持を企業存続の前提條件とする限り、再生産費に基く固定資産計理が要請される。それに公平關係から見ても物價變動上の損得を除去すべきは蓋し當然であらう。従つて之迄物價の上昇若しくは下降が段階的に生じた場合、再生産費に基くレート・ベースが企業の側から若しくは消費者の側から要請されて來たのである。

その場合新しいレート・ベースに再生産更新原價 (Reproduction Cost New) が採用されるべきか、或ひは減價償却費を差引いた再生産費 (Reproduction Cost Depreciated) が選ばれるべきかの論議が爲されて來たが、再生産價格が確實な基礎の下に算定されてゐるならば、それは類型に於けるレート・ベースの相違即ち Undepreciated Rate Base の相違と同様に公平關係の如何を見出し得る問題となるであらう。

物價との關係で新に設定されるレート・ベースに就いて公平關係上明にされねばならない事は、ベースが減價償却額を差引いたものであるか否か、又その減價額が當該資産につき實際に發生せる減價であるか若しくは豫定計等上設定された減價償却引當金殘高であるか否かと云ふ事である。典型的に設定された諸例では、財産價格から差引かるべき減價償却額は経費に課せられたものの總額であつた。然し新に設定される再生産費の下に於いては、當然評價を基礎にせざるを得ず、従つて評價技師によつて示される如き當該財産價格に基く實際減價額が差引かるべき減價格とされるべきであらう。さもなければ減價差引計算に過不足のあるベースとなるであらう。

價格の變動が急激にして不斷に續く場合、即ちインフレーション時の如きにあつてはレート・ベースの變更は絶え

ず繰返し要請されるであらう。若しその度毎に新しい再生費に基くレイト・ベースが、當該資産につき實際に發生せる減價額を差引く事によつて算定されるならば、それは類型中の Depreciated Rate Base に於けると同様の關係に於いて公平問題の決定を爲し得るであらう。

減價償却費とレイト・ベースに關係する諸要因には、以上の外計算技術的な減價償却法、耐用命數算定基準等が存するが、何れも諸類型に於ける基本的公平關係を亂すが如き要因ではなく僅かに修正を要する程度のものである。

さて此のように類型自體の示す減價償却とレイト・ベースの基本的公平關係が妥當とされても、現實に採用されてゐる複雑な方法に基く兩者の諸關係につき、それが何れの類型に屬すべきものであるかを判定するに當つてやはり困難な場合が少くないであらう。又クレップの類型論では一貫して減價償却法及びその素朴な形態としての廢棄法に基くレイト・ベースが考慮されてゐるが、屢々之等と對比される取替法(Replacement Method)に根據を置くものと理論的關係が明にされてゐない。

此處では公益企業會計に於ける減價償却問題解明の一手段として展開されたクレップの類型論の内容と意義附けの一端を爲すにとどめる。(一九四八・七・三一)